

技術評価基準表

件名：航空自衛隊広報ビデオの制作

項目	細部項目	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	基礎点	加点
1 事業実施主体の適正性	1.1 本事業全般（企画・構成・演出）を管理する体制	・本事業の受注業者として、企画、構成、演出、撮影、編集等の各工程に対応可能な人員及び組織体制が整備されていること。	(1)	必須	・各工程（企画・撮影・編集等）ごとに責任者及び担当者が明確に配置されているか ・各部門間の連携（情報共有・意思決定）が円滑に行える体制となっているか ・制作進行を統括するプロジェクトマネジメント機能が確保されているか ・外注・再委託を含む場合、管理体制が適切に構築されているか ・短期間・複数案件への対応が可能な実務的な運用能力を有しているか	5	－
		・官側からの要望、修正指示、内容調整等に対し、迅速かつ柔軟に対応できる連絡及び作業体制を有していること。	(2)	必須	・官側との連絡手段（メール・オンライン・対面等）が具体的に確保されているか ・修正指示に対し短時間で反映可能な編集体制を有しているか ・突発的な修正や仕様変更に対応できる柔軟性があるか ・官側担当者が制作状況を把握しやすい運用（進捗共有等）がなされているか ・調整過程において意思疎通の齟齬を防ぐ仕組みがあるか	5	－
		・航空自衛隊の広報PVとして適切な映像品質（構図、編集、色調、演出等）を確保できる制作技術及び表現能力を有していること。	(3)	必須	・映像品質（解像度・色調・安定性等）が一定水準以上であるか ・構図・カメラワーク・編集において視認性及び訴求力が確保されているか ・空撮、機体撮影、動物撮影等に対応可能な技術力があるか ・音響（BGM・SE・ナレーション）の統合的な演出能力があるか ・SNS・放映・イベント等、媒体特性に応じた最適化が可能か	5	－
		・撮影者が撮影能力及び実績を有している。	(4)	必須	・撮影者が撮影能力を有しているか ・撮影者の過去の実績	5	－
	1.2 映像の品質を管理する体制	・本事業に従事する技術者が適切に配置されるとともに、航空自衛隊の広報映像としての正確性、表現の適切性を確保するため、映像内容を確認・統制する責任者（広報映像制作の実績を有し、編集管理能力を有する者）を配置し、品質管理体制を構築していること。	(5)	必須	・広報映像の実績を有するチェッカーが配置され、映像全体を統括して確認できる体制となっているか ・空撮、機体撮影、動物撮影等に対応可能な技術力があるか ・制作から納品までの間に段階的な確認・修正が行われる明確なチェックフローが構築されているか	5	－
2 ワークライフバランス等の推進	ワークライフバランス等の推進に関する指標	・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし認定）、次世代法に基づく認定（くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん認定）及び若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）のいずれかを有している。	(6)	任意	ワークライフバランス等の推進に関する指標については以下の基準で評価する。複数の認定等に該当する場合は、最も高い得点を採点とする。 【女性活躍推進法に基づく認定等】 プラチナえるぼし：5点 えるぼし3段階目（注1）：4点 えるぼし2段階目（注1）：3点 えるぼし1段階目（注1）：2点 行動計画（注2）：1点 【次世代法に基づく認定】 プラチナくるみん：5点 くるみん（令和4年4月1日以降の基準）：3点 くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）：3点 トライくるみん：3点 くるみん（平成29年3月31日までの基準）：2点 【若者雇用促進法に基づく認定】 ユースエール認定：4点 注1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 注2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。	－	5
3 従業員の賃上げを実施する企業等に対する措置	3.1 賃上げの実施を表明した企業等	【中小企業等】 対前年（度）比で給与等受給者の「給与総額」を「1.5%ないし2.5%以上」増加させる旨を従業員に表明していること（入札時に表明書を提出）。	(7)	任意	従業員への賃金引上げ計画を表明しているか。	－	5
	3.2 賃上げ未実施の場合の減点処置		(8)	任意	財務者から適宜の方法により通知された減点措置の該当企業であるか。（該当企業である：-11点）	－	－
4 企画・構成・演出	4.1 映像等制作に係る企画・構成	・制作コンセプトを正確に理解し、航空自衛隊の任務及び広報目的を踏まえて適切に反映している。	(9)	必須	・制作コンセプト及び航空自衛隊の任務・広報目的が適切に理解され、企画に的確に反映されているか	5	－
		・制作する映像の企画案及び構成案が具体的に提示されており、全体の流れ及び意図が明確である。	(10)	必須	・映像の企画及び構成が具体的に示されており、全体の流れと意図が明確であるか	5	－
		・航空自衛隊の任務・役割を正確かつ分かりやすく表現し、視聴者の関心を引きつける構成となっている。	(11)	任意	・航空自衛隊の任務・役割が正確かつ分かりやすく表現され、視聴者の関心を引きつける内容となっているか	－	5
		・視認性に優れ、冒頭から視聴者の興味を喚起する構成となっており、映像としての訴求力が高い。	(12)	任意	・視認性に優れ、冒頭から視聴者の興味を喚起し、継続視聴につながる構成となっているか	－	5
	4.2 映像構成のバランス	・官側提示資料（航空自衛隊HP、パンフレット等）の内容を十分に理解し、映像構成に適切に反映している。	(13)	必須	・官側提示資料の内容が正確に理解され、構成全体に適切に反映されているか	5	－
		・広報効果を高めるため、視聴者（特に若年層）を惹きつけ、理解を促進する構成及び工夫がなされている。	(14)	任意	・視聴者の関心を引きつけつつ理解を促進する、バランスの取れた構成となっているか	－	5
	4.3 映像表現及び演出（臨場感・没入感・音響効果等）	・視聴者が臨場感及び没入感を得られるような、迫力のある映像表現がなされている。	(15)	必須	・映像表現により、視聴者が現場にいるかのような臨場感・没入感を得られる内容となっているか	5	－
		・視覚的表現（カメラワーク、編集、視点等）に工夫があり、視聴者の関心を惹きつける演出がなされている。	(16)	任意	・カメラワークや編集等に工夫があり、視覚的に関心を引きつける演出となっているか	－	5
		・BGM、効果音、音響演出等が映像内容と調和し、訴求対象の関心を惹き付ける効果が期待できる。	(17)	任意	・BGMや効果音等が映像と適切に調和し、訴求効果を高めているか	－	5
	4.4 テロップ、ナレーション等による内容の分かり易さ	・ナレーション及びテロップが適切に作成されており、一般の視聴者でも理解しやすい文章になっている。	(18)	必須	・ナレーション及びテロップが適切に作成されており、一般の視聴者でも理解しやすい文章になっているか。 ・専門用語の羅列ではなく、訴求対象の理解を促進する工夫がなされているか。 ・テロップ、ナレーション等により必要な解説がなされ、分かり易い内容となっているか。	5	－
		・テロップ及びナレーションの表現が映像内容と連動し、視聴者の関心を引き出す工夫がなされている。	(19)	任意	・テロップ、ナレーションは幅広い人々の関心を引き出すことが期待できるか。	－	5
		・ナレーションが映像の意図に適合し、視聴者に対して効果的に訴求できるものとなっている。	(20)	任意	・ナレーションが映像の意図及びトーンに適合し、訴求効果を高めているか	－	5
	4.5 総合的な観点からの企画・構成・演出	・航空自衛隊が発信する広報内容として、不適切な表現や誤解を招くおそれのある要素が含まれていない。	(21)	必須	・公的機関の広報として不適切な表現や誤解を招く要素がなく、内容の適切性が確保されているか	5	－
		・映像全体としてアイデアと工夫に富み、細部まで配慮された完成度の高い内容となっている。	(22)	任意	・企画・構成・演出が総合的に優れており、全体として完成度の高い映像となっているか	－	5
合計						55	50